

第4次香美市行政改革大綱



令和5年4月

香美市

目 次

はじめに	1
第1章 背景と目的	
1 これまでの取り組み	2
2 行政改革の背景と必要性	2
3 行政改革の目的	2
第2章 基本方針	
1 行政改革の基本方針	3
2 行政改革の重点的事項	3
第3章 計画期間及び実施体制	
1 計画期間	3
2 推進と検証体制	3
第4章 取り組みの内容	
1 健全な財政運営の推進	4
2 組織と機構の充実	4
3 事務事業の見直し	5
4 職員の意識改革と人材育成の推進	5
5 協働のまちづくり	6
6 デジタル化推進による行政サービスの充実	7

はじめに

平成18年3月1日に合併した本市は、平成19年2月に「第1次香美市行政改革大綱」を策定、香美市として行財政システムの統合という大きな行政改革*を実施し、続く「第2次香美市行政改革大綱」は平成23年4月に策定され、職員一人ひとりが、市民が幸せを実感できるまちづくりのために取り組んできました。

平成30年4月に策定した「第3次香美市行政改革大綱」は、平成29年度からスタートした第2次香美市振興計画の推進を下支えする役割を持つものであり、安定した自治体運営を行うため、本市の組織と運営全般にわたる包括的な改革の基軸と基本的な方策を示し、行政改革に取り組んできました。しかし、急速に進行する人口減少と少子高齢化により、税収は減少、合併優遇措置の終了による普通交付税の減少などもあり、本市をとりまく財政状況は依然として厳しい状況です。これまでの行政改革により職員数の適正化などの効率化は一定程度進みましたが、今後も人口減少などを要因として行政運営は一層厳しくなるものと考えられます。

これらの状況を踏まえ、「第4次香美市行政改革大綱」では、人口減少による財源縮小に対応するため、安定的で健全な財政構造を目指す必要があります。国、県の補助金をはじめ、多様な手段による税外収入の獲得を研究、検討するとともに、時代の変化に対応する持続可能な財政基盤の安定化を図ります。また、職員は人口減少とともに減少していくため、ひとりの職員が担う業務量は必然的に多くなります。そこで、効率的な行政運営を推進するために、国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和4年9月2日改定）に基づき、行政サービスのデジタル化に取り組みます。

※ 行政改革 市役所の組織や運営を社会情勢等の変化に適応したものに変えること。

※ 自治体 DX Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略
デジタル技術が人間生活のあらゆる面に引き起こす変化全般を表す。
自治体における DX とは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することを指す。

第1章 背景と目的

1 これまでの取り組み

本市においては、平成17年に国から示された集中改革プランの実施と引き続き示された平成18年の更なる定員純減、公会計整備などの地方行革に関する指針に基づき、「第1次香美市行政改革大綱」、「香美市行政改革実施計画」を策定し、行政改革に取り組んできました。

平成23年4月には、「第2次香美市行政改革大綱」を策定、自主的、主体的な行政改革を推進し、安定した自治体運営を行うため、市民と協働[※]で取り組んできました。

平成30年4月に策定した「第3次香美市行政改革大綱」は、平成29年度からスタートした第2次香美市振興計画の推進を下支えする役割を持つものであり、本市の組織と運営全般にわたる包括的な改革の基軸と基本的な方策を示し、行政改革に取り組んできました。

2 行政改革の背景と必要性

国が令和元年に発表した「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」（平成30年7月）では、新たな自治体行政の基本的な考え方として、日本は平成20年から人口縮減期に入り、令和40年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまることから、社会経済に迫りくる労働力の深刻な供給制約は避けがたいとしたうえで、今後、東京圏でさえも人口減少が見込まれる中、全ての自治体において、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約され、既存の業務を見直す必要があるとしています。

3 行政改革の目的

本市が目指すべき将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて、市民本位の行政運営と合理的かつ効率的、効果的な行財政システムの構築を図ることなどを目的とします。

※ 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

第2章 基本方針

1 行政改革の基本方針

多様化、複雑化する地域課題を的確に把握しながら、最小の経費で最大の効果を目指すことはもとより、住民と行政情報の共有化を進め、説明責任を果たすための積極的な情報発信に努めます。行政と市民の役割分担を明確にしながら協働の仕組みを整える等、分権時代にふさわしい簡素で効率的、効果的な行財政運営を目指します。そのため職員は、市民本位の行政運営を常に意識し、職務能力の向上を図り、市民とともにより良いまちづくりを目指します。

具体的な取り組み内容や数値目標については、「第4次香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）」で定めます。

2 行政改革の重点的事項

次の項目を重点的取り組み事項に掲げて行政改革を推進します。

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 組織と機構の充実
- (3) 事務事業の見直し
- (4) 職員の意識改革と人材育成の推進
- (5) 協働のまちづくり
- (6) デジタル化推進による行政サービスの充実

第3章 計画期間及び実施体制

1 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、毎年結果検証を行い、必要に応じて見直しをします。

2 推進と検証体制

推進体制は、市長を本部長とする「香美市行政改革推進本部」が中心となり、全庁で行政改革を推進し、取り組みに際しては Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Act(改善)のマネジメント手法を用い、毎年の進捗管理を行います。

行政改革を進めていく上で、事業の見直し等により市民生活に影響を及ぼすものも少なくありません。結果の検証は行政機関内の自己評価だけではなく、毎年度、市民等で構成される「香美市行政改革検討委員会」においても検証し、必要事項等を市長へ提言するとともに、進捗状況は、広報誌やホームページ等を通じて広く市民に取り組みを公表します。

第4章 取り組みの内容

1 健全な財政運営の推進

(1) 財政状況の公開

統一的な基準による財務書類のほか、各種財務指標を分かりやすく表現し、情報公開を積極的に進めます。

(2) 定員管理の適正化

人口減少や少子高齢化等、社会環境の変化や多様な地域課題により、新たな業務が増加、これまでの職員数削減により業務遂行に支障がでています。このため、事務事業の見直しやアウトソーシングなども積極的に展開し、職員数の適正化を図りつつ、効率的な行政運営を行います。また、定員管理の状況についても公表していきます。

(3) 予算配分の重点化

限られた財源を有効的に活用し、最小の予算で最大の住民福祉を実現するため、重要度、緊急度の高い事業を優先し、重点的に予算を配分していきます。

(4) 自主財源の確保

市税賦課に係る課税客体[※]等の的確な把握に努め、滞納整理の着実な実施により徴収率の向上を図ります。負担金、使用料、手数料等も、受益者負担の公平性を保つため、適宜見直しを行うとともに収納率の向上に努めます。また、ふるさと納税を推進し、安定した自主財源の確保を目指します。

(5) 市有財産の有効活用

市有財産の利用状況を精査し、保有資産の適正化を図ります。資産の処分に関しては、従来の方法に加え、全国に向けて情報発信が可能なインターネットオークション等を活用し、高価格での処分による収益確保を目指します。

2 組織と機構の充実

(1) 組織の合理化と適正化

地方分権[※]などに伴う行政サービスの増加や、多様化、複雑化する地域課題に対応するため、組織と機構の合理化・適正化を図ります。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の各種計画策定や事業実施に際しては、従来の縦割りにこだわることなく、各課を横断するプロジェクトチームの設置など、地域課題に迅速、柔軟に対応できる組織の構築を目指します。

※ 課税客体 課税の対象となる物・所得などのこと。

住民税における所得や固定資産税における土地、建物、償却資産等

※ 地方分権 国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。

(2) 広域行政の推進

人口減少、少子高齢化の進展が予想されるなか、限られた人員や財源を有効に活用するため、引き続き事務事業の広域化と共同化について検討し、効率的、効果的な財政運営を目指します。

3 事務事業の見直し

(1) 事務事業評価制度の充実強化

限られた財源の中で、政策、施策に基づく取り組みを着実に推進するためには、目標を定めて事務事業等を定期的に評価するとともに、スクラップアンドビルドや実施方法の改善に取り組む必要があります。そのためには、事務事業の必要性、優先性、重要度、緊急度や費用対効果を考慮し、見直しや改善の取り組みを着実に実施します。

(2) 事務事業の見直し

事務事業については、行政の責任領域を見直すとともに、受益と負担の公平性が確保されるように行政効率や効果等を十分考慮し、事務事業の整理、合理化、適正化に努めます。

(3) 民間委託等の検討

民間委託等の状況を確認し、職員が直接行うことで事務効率や経費削減効果が高いものは、業務の集約やマニュアルの詳細化等の工夫を行い、民間委託等を見直します。

(4) 指定管理者制度の活用

公の施設は、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証し、より効率的、効果的な運営を行います。また、サービスの維持向上や費用対効果が見込まれる場合には、指定管理者制度[※]の積極的な活用を目指します。

4 職員の意識改革と人材育成の推進

(1) 職員の意識改革

「全体の奉仕者」であるということを職員一人ひとりが認識し、市民の視点で市民との繋がりを大切にしながら、職員自らが目標、改善意欲を常に持ち、多様化する地域課題に的確に応えられるよう能力の向上と意識改革を進めます。

また、職員の協働のまちづくりに対する理解や意識を高め、常に協働の視点を持って事業に取り組めるよう、率先して市民との連携に努めます。

※ 指定管理者制度 地域の課題に効率的、効果的に応えるため、公の施設の管理運営について民間事業者等を含めた団体に行わせ、サービス向上やコスト縮減等を図ることを目的とした制度。

(2) 人材育成の推進

地方分権、地域主権の進展により自治体の自己決定、自己責任、自己負担の要請が増すなど、行政システムが従来と大きく変化する中、今まで以上に職員の資質、能力の向上が求められています。これまでの職場内外の研修のみならず、社会人としての学び直しによるスキルアップや情報収集能力の向上に努めます。

(3) 人事評価制度*の運用

職員の意欲や能力開発、組織の活性化促進などに注視しながら、客観的な評価を行い、能力と適性等を適正に評価する「人事評価制度」を運用していきます。また、評価実施にあたり、被評価者との十分な面談等を通して、組織の課題等情報を共有するとともに、人材育成に重点を置いた人事評価制度の運用を行います。

5 協働のまちづくり

(1) 情報の発信と共有の推進

協働事業の目的達成には、情報共有と協議に基づく当事者同士の共通理解が欠かせません。協働、参画に関する情報を積極的に発信するとともに、共有に努めます。

広報誌やホームページ等による行政施策や財政状況等の行政情報の提供と公開に努め、市民が市政の現状や課題について正しい認識が持てるよう開かれた市政運営を行います。また、観光、文化、教育など本市の魅力や特色を広報誌やホームページ等で情報発信をしていきます。さらに、SNSなどを活用した行政情報の提供手段について、市民が必要な情報を容易に取得できるように、情報発信の充実を図ります。

(2) 協働、参画に向けた環境整備

市民が協働、参画しやすい仕組みは、まちづくりをすすめる上で重要です。市民と行政が直接対話し、市民の意見を広く聴くことができる公聴機能の充実を図るとともに、地域における各種団体や教育関係などと連携を図ります。

市民活動や地域活動については、興味のある活動に参加しやすいような仕組みづくりや、機会の提供に努めるとともに、活動拠点として施設整備や機能の充実を図ります。

(3) 自治会運営、活動に対する支援

自治会は、住民にとって最も身近なコミュニティで、協働をすすめる上で行政の重要なパートナーです。公共面でもさまざまな役割を担っており、地域ごとにきめ細やかな対応をしていくためには、自治会の役割が重要です。それらの活動がスムーズに行えるよう、必要な環境整備を図ります。

* 人事評価制度 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために行われるもので、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。

(4) 公共施設の適正運用

公共施設は、市民ニーズや地域の実情を考慮しながら、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、財政負担の軽減や平準化を図り、適正な運用に努めます。また、運用方法や業務の見直しを行い、より効果的、効率的な施設運営を行います。

6 デジタル化推進による行政サービスの充実

(1) ICT※の活用による市民の利便性向上

市民のライフイベントに際し、多数存在する手続きを集約するなど、デジタル化による利便性向上が期待できる分野の申請事務等の電子化やキャッシュレス決済等の導入について検討します。

(2) ICTの活用による業務の効率化

本市の職員数は、人口減少とともに減少していくことが予想されます。それに伴い職員は、企画立案業務や市民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力するために業務の在り方を見直すことが必要です。

AIやRPAなどのデジタル技術は業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを維持していくため、積極的に活用していきます。また、テレワークについても検討を進めます。

-
- ※ ICT Information and Communication Technology 情報通信技術のことで、ITはハード、ソフト、アプリケーション、OA機器などの全体を意味するもので、ICTは、IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくかという活用方法のこと。
- ※ AI Artificial Intelligence 知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術で、人工知能のこと。
- ※ RPA Robotic Process Automation 普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。